

令和元年度 茨城県観光誘客ポスター制作等業務の公募に係る説明書

令和元年7月30日に公告した標記業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和元年度 茨城県観光誘客ポスター制作等業務
- (2) 委託業務の目的 各観光シーズンにおいて、茨城県内の豊かな観光資源を広くPRするポスター（以下、「観光ポスター」）を制作し、首都圏を中心にJR主要駅、大型商業施設など集客力の高い場所、県内外の観光施設、道の駅等に広くポスターの掲出を行うことで本県のイメージアップを図る。
- (3) 委託業務の内容 令和元年度 茨城県観光誘客ポスター制作等業務仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで
- (5) 見積限度額 7,362,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内
なお、この金額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 参加者の資格に関する事項

当企画提案競争に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿において、大分類「15 広告・出版・催物」小分類「4 印刷物」に登録されている者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 企画提案書の提出手続き

- (1) 担当部局 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
（茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客グループ内）
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6
電話 029-301-3622（直通）
FAX 029-301-3629
- (2) 提出書類及び提出部数
企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。
 - ①企画提案提出書（様式1号）1部
 - ②企画提案書及びポスターのラフデザイン案
 - ・1冊の資料としてまとめ、無記名のものを10部、社名を記載したものを1部提出すること。
 - ・サイズは、A4判とすること。
 - ・ポスターのラフデザイン案を提出すること。
 - ・ポスターは3案（12種）以上提出すること。
 - ③ポスター形式のもの（B1版）各種につき1部
 - ・台紙に貼り付けて提出すること。

④見積書（任意様式） 1部

※費目ごとに区分し、積算根拠が明確なもの。

⑤資格要件に係る申立書（様式2号） 1部

⑥会社概要（パンフレット等） 1部

(3) 提出期限 令和元年8月19日（月）午後5時必着

(4) 提出方法 持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

(5) 提出先 上記（1）の担当部局に同じ。

4 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法

企画提案書の提出者によるプレゼンテーションを実施し、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が設置した審査委員会において、下記（4）の審査基準に基づき総合的に審査し、最適業者を選定する。ただし、応募者が多数の場合は企画提案書の書類審査を実施し、その結果をもとにプレゼンテーション参加者を5社程度選定する。

(2) プレゼンテーションによる審査

日時 令和元年8月下旬予定

場所 茨城県庁会議室

※日時及び場所は、決定後速やかに通知する。

※機材を使用する場合は全て持込とし、質疑応答を含め30分程度とする。

(3) 結果の通知

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(4) 企画提案を特定するための審査項目及び基準

審査項目	審査基準
企画・コンセプト	・明確なコンセプトによる企画提案か。 ・事業趣旨を理解し企画に反映させているか。
デザイン	・インパクト及び訴求性のある内容か。 ・誘客促進に結びつく内容か。 ・文字、文章はイメージに合っているか。
イメージアップ効果	・茨城県のイメージアップが図れるような企画・構成内容となっているか。
価格	・予算額内であり、費用対効果が見込まれる内容か。
総合評価	・企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

(5) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和元年8月14日（水）午後5時まで、担当部局へのFAX（様式任意）にて受け付ける。

なお、FAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

5 その他留意事項

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部又は一部を免除する。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行う

ことがある。

- (5) 提出期限後の提出書類の変更，差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが，採用決定後，提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 採択された企画提案書の著作権は漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会に帰属する。
- (8) 契約書作成の要否 要

(様式1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印

印

この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印 印

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が実施する「令和元年度 茨城県観光誘客ポスター制作等業務」の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿において、大分類「15 広告・出版・催物」小分類「4 印刷物」に登録されている者であること。

物品調達等競争入札参加有資格者登録番号 No. _____

- 2 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 5 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

委 託 契 約 書 (案)

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「甲」）と（以下「乙」）とは、令和元年度 茨城県観光誘客ポスター制作等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務の名称 令和元年度 茨城県観光誘客ポスター制作等業務
- （2）委託業務の内容 別添「令和元年度 茨城県観光誘客ポスター制作等業務仕様書」（以下「仕様書」）のとおり
- （3）委託期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで
- （4）ポスター納期限 令和元年9月27日（金）まで

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も、同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」）は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約時に適宜記載。

（委託料の支払）

第5条 甲は、第3条に規定する委託料を、委託業務が終了し、第7条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙はその請求金額につき、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、事業実施のため必要があると認められる金額については、委託料の90パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（委託業務の実績報告）

第7条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を委託業務終了の日から起算して10日以内又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(適合の検査及び結果通知)

第8条 甲は、前条の規定により乙から委託業務終了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、補正完了報告書を甲に提出しなければならない。

3 前項の規定により補正完了報告書の提出があった場合は、第1項の規定を準用する。

(かし担保)

第9条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には、検査後1年間は、これを完全なものと引き換え、又は補償をしなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第8条第2項及び第9条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずること。

(委託業務の中止等)

第12条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第5条及び第8条の規定に準じ、精算するものとする。

(委託業務の変更)

第13条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の規定による解除又は変更によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託業務の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託事業の実施状況、委託料の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(著作権)

第16条 乙は、この委託業務にあたり使用した写真、イラスト等及び原稿を全て甲に引き渡すものとする。その際、当該写真、イラスト等及び原稿に関する著作権は、他印刷物等への再利用に係る権利を含めて乙から甲へ譲渡するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第17条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求または納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 大井川 和彦

乙

令和元年度 茨城県観光誘客ポスター制作等業務仕様書

1 委託業務名

令和元年度 茨城県観光誘客ポスター制作等業務

2 業務の目的

各観光シーズンにおいて、茨城県内の豊かな観光資源を広くPRするポスター（以下、「観光ポスター」）を制作し、首都圏を中心にJR主要駅、大型商業施設など集客力の高い場所、県内外の観光施設、道の駅等に広くポスターの掲出を行うことで、本県のイメージアップ及び観光誘客の促進を図る。

3 委託業務内容

- (1) 観光ポスターの企画制作
- (2) 観光ポスターの印刷
- (3) 指定場所へのポスターの発送及び納品
- (4) 観光ポスターの掲出場所の手配
- (5) 広報用写真素材の撮影と提供

4 観光ポスター制作及び掲出条件

(1) 規格

B1版：再生コート紙135kg

(2) 部数

○制作部数 B1版 計5,600枚

(内訳)

1,400枚×4種

※このほか、委託者からの要求に応じて、検討段階における観光ポスター案の印刷（各種においてB1版半光沢紙などで約10枚、年間40枚程度）を行うこと。なお、印刷及び発送にかかる費用は受託者が負担すること。

(3) 掲出先

①県外の集客力の高い場所を提案すること

(例) JR首都圏主要駅、高速道路のサービスエリア、商業施設等

※4種連貼、1週間×2回以上の掲出を行うこと。

※具体的な掲出先について、3案以上提案すること。なお、掲出先については、委託者と協議を行ったうえで決定することとする。

②漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会会員施設、(一社)茨城県観光物産協会会員施設、県内外主要道の駅、その他観光施設等とすること。

(4) 発送先

次の発送に係る費用は受託者負担とする。

①集客力の高い場所

②その他漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会会員施設等約800ヶ所。

※発送の際は、送付状を入れること。

※折らずに発送すること。なお、すべての対応が困難な場合は、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局に相談のうえ、対応すること。

(5) 納品先

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

(6) 納品物

①「4 観光ポスター制作及び掲出条件(4)」で定める発送先に送付しないポスター

②ポスター制作にあたり使用した写真、イラスト等の電子データ(CD-RもしくはDVD-R)

※CD-RもしくはDVD-Rはウイルスチェックを行うとともに、チェックの日付、ウイルス対策ソフト名、パターンファイル日付を明記のこと。

※ポスターデータは入稿時の形式及びj p g形式で納品し、データを圧縮しないこと。

※ポスター制作にあたり使用した写真、イラスト等のデータはt i f形式及びj p g形式で納品し、データを圧縮しないこと。

5 企画及びデザイン骨子

(1) ポスターデザイン及びキャッチコピーについては、茨城県内でしか見ることのできない絶景をなど、誘客の動機づけとなるコンセプトを定め、それに沿ったものであること。

(2) ポスターのデザインは、多くの人々の目に留まる話題性のあるデザインを検討すること。

(3) 原則として広告の主な対象は、各地を訪れ、フォトジェニックな写真を撮影する旅行好きな方を想定すること。但し、明確なコンセプトがある場合にはその他の層を対象とすることも可能とする。

(4) 各ポスターデザインについては、統一のテーマ性を持ったデザインとすること。

例：絶景、四季、朝夜型等

(5) 使用する写真については、「Zekkei×いばらきフォトコンテスト2016、2017」の写真や業者提案の写真を効果的に活用するデザインとすること(事務局からの無料提供)。

※「Zekkeiいばらきフォトコンテスト」の写真データの容量がポスターに使用するのに適さず、希望の写真を提供できない場合があるので注意すること。

※「Zekkeiいばらきフォトコンテスト」の写真は下記を参照すること。

URL：冊子「Zekkei×IBARAKI」

<http://www.ibarakiguide.jp/pamphlet.html>

2016 入賞作品

<http://www.ibarakiguide.jp/information/zekkei-photo-contest.html>

2017 入賞作品

<http://www.ibarakiguide.jp/information/zekkei-photo-contest2017.html>

(6) ポスター内には次の表記を入れること。

①「茨城県」、「いばらき」、「IBARAKI」など

②「観光いばらき」のQRコード

(7) ポスターは3案(12種)以上提案すること。

(8) ポスターデザインは、提案のあった案をもとに、委託者と協議のうえ決定する。

- (9) 作品中に使用される全てのもの（画像・書体等）は、必ず著作権者の承諾を得て提出すること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、参加者が自らの責任で対処することとし、発注者は一切の責任を負わない。成果物が著作権法第2条第1項第1号に該当する時には、採用者の著作権は、成果物の引渡時期に茨城県へ譲渡するものとする。
- (10) 本業務による制作物の著作権は、すべて漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会に帰属することとし、事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。